

議案第3号

令和4年度銚子市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度銚子市の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年11月29日提出

銚子市長 越川 信一

第1表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
委託型地域包括支援センター業務委託	令和5年度から 令和7年度まで (36か月)	245,850

債務負担行為で翌年度以降にわたる
額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額
委託型地域包括支援センター業務委託	245,850

ものについての前年度末までの支出
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		令和5年度 から 令和7年度 まで (36か月)	245,850	141,978		47,326	56,546